主 文 本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。

理由

本件上告理由は添付の別紙記載のとおりであつて、これに対する当裁判所の判断は次のとおりである。

第一点について

昭和二十二年法律第二四〇号改正農地調整法附則第三條の規定によると、市町村農地委員会は同條に定める要件を備えた農地について賃借権を設定すべきとき旨の表定を求める申請が右の要件を備えなしきもにその裁定を求める申請が右の要件を備えなしきの表記をおすることができることが明かである。そして原判決はその掲げる争のお事実と弁論の全趣旨とを合せて、昭和二十三年四月八日 a 村農地委員会がした裁定は被上告人が本件農地について耕作権を有する旨記載してあるが、上告人の右農地について賃借権を設定すべき旨の申請を却下したものと解釈したものであるに合いてある。そうすると単に上告人及び被上告人間の賃借権がおお存続しているかどうかの爭について上告人が賃借権を有していないるがら、右裁定が爭ある賃借権の存否について裁定したものであることを前提とする所論は採用できない。

第二点について

改正農地調整法附則第三條第三項の規定による市町村農地委員会の裁定に対しては原第五項の規定による不服申立方法が認められているが定はその手続続によって始めで取り消されるべきものであり、裁定の確定して、市町村農地委員会が犯罪行為によって表定を取り消すことができないものといわなければ受いこと所論のとおりである。従父要旨〉つて a 村農地委員会が昭和二十三年二月に公司のとおりである。従父要旨〉つて a 村農地委員会が昭和二十三年二月に日日の職権で取り消したのは違法である。しからに表定を前右の日月代にないたとは定さがらにないの表定はは違法であるがしたの権限外の行為とはいたとに入がのものでなく、右裁定に対したの権限外の行為とはいるがらに対したがより消したの表定は前の裁定を要請を認めて主張立証しなかって、原判決が上告人に賃借権を設定すがあったものと認めた。を発生するものたことを以て仮処分を取り消すべき事情の変更があったものと認めたる裁定があったこととできない。所論は理由がない。

等三点について

原判決は本件仮処分は a 村農地委員会が昭和二十三年二月二十三日なした本件農地について上告人に賃借権を設定すべき旨の裁定に基いてなされたものであるが、同委員会が同年四月八日右裁定を取り消し上告人の申請を却下する旨の裁定をなしたことによつて仮処分を取り消べき事情の変更があつたものと認定したものであつて、第二点において説明したとおり後の裁定は前の裁定を変更する効果を発生するものであるから右のように判断したのは相当である。論旨は理由がない。

第四点について

乙第一、二号証は被上告人において上告人が任意に被上告人に本件農地を返したと主張する昭和二十年十一月上旬当時はもちろんその後も引続き上告人においてあるが、被上告人はその後昭和二十一年六月頃甘言を上てて不当にこれを上告人から取り上げたものであるとの a 村農地委員会に対するも上告人の賃借権設定に関する裁定申請の理由換言すれば上告人が裁定により設定をもの賃借権(本件仮処分により保全せんとする権利)を疎明するため提出したもので賃借権(本件仮処分により保全せんとする権利)を疎明するため提出したものではない。それで右乙号各証の日の原審口頭弁論において陳述)によりな右再度の裁定のあったこと、及び論旨第二点について同時の表記ではない。従って原審が右乙号をいたような右再度の裁定の効力を妨げるものではない。従って原署が右乙号にいて言及しなかったことは原判決の結論にいた。とは原判決に掲示せず且つその取捨について言及しなかったことは原判決の結論にいた。論旨は失当である。

そこで民事訴訟法第三九六條第三八四條第九五條第八九條を適用し、主文のとおり判決する。

(裁判長判事 石神武藏 判事 大島京一郎 判事 熊野啓五郎)